

ボートレース鳴門 開催運営業務委託事業 公募型プロポーザル実施要領

令和5年6月

鳴門市

目 次

1. 日程	- 1 -
2. 事業の概要	- 1 -
3. 参加資格要件	- 2 -
4. 図書閲覧	- 3 -
5. 現地説明会	- 3 -
6. 質問書の提出及び回答方法	- 3 -
7. 参加手続き	- 4 -
8. 参加資格の審査及び確認結果通知	- 5 -
9. 業務提案書の作成及び提出	- 5 -
10. 業務提案書等の審査及び評価	- 7 -
11. 参加者の失格	- 10 -
12. 契約	- 10 -
13. その他留意事項	- 11 -
14. 問い合わせ先	- 11 -

1. 日程

公告	令和5年6月16日（金）
参加表明に関する質問受付期間	令和5年6月16日（金）～6月23日（金）
参加表明以外に関する質問受付期間	令和5年6月16日（金）～6月30日（金）
現地説明会の開催	令和5年6月22日（木）
参加表明に関する質問への回答	令和5年6月27日（火）
参加表明書等の提出期間	令和5年6月16日（金）～6月30日（金）
参加資格確認結果の通知	令和5年7月7日（金）
参加表明以外に関する質問への回答	令和5年7月7日（金）
提案書等の提出期間	令和5年7月10日（月）～7月25日（火）
業務提案評価、プレゼンテーション 及びヒアリング実施日	令和5年8月中旬（予定）
審査結果の通知	令和5年8月下旬頃
契約締結	令和5年9月

2. 事業の概要

（1）事業名

ボートレース鳴門 開催運營業務委託事業（以下、「本事業」という。）

（2）目的

ボートレース鳴門本場（以下、「本場」という。）及び外向発売所「エディウィン鳴門」（以下、「外向発売所」という。）における投票関連機器は、本場新スタンド建設時の平成28年度に導入を実施し、7年が経過したところとなっており、本場のレース進行をはじめ、本場及び外向発売所の発売払戻など、開催運營業務の根幹をなすものである。

この度老朽化した投票関連機器の機能向上を図ることで、効果的な運用によるコスト削減や利便性の向上などを目的として、本場及び外向発売所の投票関連機器の更新を実施するものである。

また、投票関連機器の更新に併せて、複数業務をとりまとめて一括委託することにより、受託する事業者の技術や知識、創意工夫を活かした、効率的・効果的なより良い事業運営に取り組むことを目的として、投票関連機器の保守管理業務を含む投票運用業務、場内サービス業務、警備業務等を包括的に開催運營業務として一括で委託することとした。

本要領は、ボートレース鳴門における開催運營業務を事業者に包括的に委託することとし、公募型プロポーザル方式により最も適した事業者を選定するために必要な事項を定めたものである。

(3) 対象業務

本事業は次に掲げる業務を実施する。業務の詳細については、別紙仕様書のとおりとする。

- ア 業務委託に関する共通事項
- イ 投票関連機器更新業務
- ウ 投票運用業務
- エ 場内サービス業務
- オ 警備業務

(4) 履行期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

(5) 予定価格

3, 015, 000, 000円（消費税及び地方消費税を除く）

(6) 事務局

鳴門市企業局 ポートレース事業課

〒772-8510 徳島県鳴門市撫養町大桑島字凜岩浜 48-1

電話：088-685-8111 FAX：088-685-0342

E-mail：br_jigyo@city.naruto.i-tokushima.jp

3. 参加資格等

(1) 参加者の構成等

本プロポーザルに参加する者（以下、「参加者」という。）は単独事業者又は複数の事業者により構成された共同事業体とする。なお、共同事業体で参加する場合は代表の事業者1者を定め、責任の所在を明確にすることとし、構成する事業者は3者までとする。

(2) 参加資格要件

参加者は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登録していること。共同事業体での参加の場合は代表の事業者が登録していること。
- ウ 本市の入札参加資格停止期間中でないこと。
- エ 国税、都道府県民税及び市町村民税等を滞納していないこと。
- オ 鳴門市暴力団等排除措置要綱（平成24年8月1日施行）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法

律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。

キ 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

ク 全国のボートレース場若しくはボートレースチケットショップ等の場外発売場において、投票機器の導入実績を有すること。

ケ 全国のボートレース場若しくはボートレースチケットショップ等の場外発売場において、勝舟投票券の発売等の運営実績を1年以上有すること。

コ モーターボート競走法施行規則第2条第2項各号に該当しないこと。

4. 図書閲覧

(1) 閲覧期間

令和5年6月16日(金)～6月30日(金)

(2) 閲覧図書

ア 本場スタンド棟平面図・立面図・駐車場を含む周辺図

イ 外向発売所平面図

ウ 投票関連機器配置図

エ 場内サービス業務及び警備業務人員配置体制

オ ボートレース鳴門 令和5年度開催日程

(3) 閲覧場所

ボートレース鳴門 2階会議室

(4) 閲覧方法

閲覧時間は本場開催日の午前9時から午後4時までとするが、事前に連絡すること。閲覧図書の持ち帰り、閲覧場所からの持ち出しは禁止とする(写真撮影は可)。

5. 現地説明会

(1) 開催日時

令和5年6月22日(木) 10時

(2) 開催場所

ボートレース鳴門 2階大会議室

(3) 参加方法

「現地説明会参加申込書(様式1)」を令和5年6月20日(火)までに電子メールで提出すること。

6. 質問書の提出及び回答方法

本業務に係る質問は、「質問書(様式2)」により、次のとおり受け付ける。

(1) 参加表明に関する質問

ア 受付期間

令和5年6月16日(金)～6月23日(金)午後4時まで

イ 提出先

2の(6)記載のとおり

ウ 提出方法

電子メールでの提出とする。なお、送信後は事務局に連絡すること。

エ 回答日

令和5年6月27日(火)

オ 回答方法

回答はとりまとめのうえ、本市公式ウェブサイトに掲載する。質問に対する回答は本要領及び関係する書類の追加変更又は修正として同等、もしくは置き換えるものとする。

(2) 参加表明以外に関する質問

ア 受付期間

令和5年6月16日(金)～6月30日(金)午後4時まで

イ 提出先

2の(6)記載のとおり

ウ 提出方法

電子メールでの提出とする。なお、送信後は事務局に連絡すること。

エ 回答日

令和5年7月7日(金)

オ 回答方法

回答はとりまとめのうえ、本市公式ウェブサイトに掲載する。質問に対する回答は本要領及び関係する書類の追加変更又は修正として同等、もしくは置き換えるものとする。

7. 参加手続き

本件プロポーザルへの参加希望者は、次に示す申請書類を期間内に提出すること。なお、提出期限までに参加申請書を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は本プロポーザルに参加することはできない。

また、提出書類について説明を求められた場合は、誠実に応じなければならない。

(1) 提出期間

令和5年6月16日(金)～6月30日(金)午後4時必着

(2) 提出先

2の(6)記載のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送によるものとする。

持参による受付日時については、別紙「受付日時等一覧表」を確認し、受付日に持参すること。

事務局の休日は市の休日（鳴門市の休日を定める条例（平成元年鳴門市条例第39号）第1条第1項規定する市の休日をいう。）とは異なるため、書類の提出や事務局と連絡をとる際は十分に注意すること。

（4）提出書類（各1部）

ア プロポーザル参加表明書（様式3）

イ 誓約書（様式4）

ウ 会社概要調書（様式5）

エ 使用印鑑届（様式6）

オ 参加資格に関する実績等を確認できる資料

（契約書の写し等、原則として過去5年間を対象としたもの）

・全国のボートレース場若しくはボートレースチケットショップ等の場外発売場における投票機器の導入実績を証する書類

・全国のボートレース場若しくはボートレースチケットショップ等の場外発売場における1年以上の勝舟投票券の発売等の運営実績を証する書類

カ 共同事業体協定書 ※共同事業体で参加する場合

キ 共同事業体構成表（様式5-1） ※共同事業体で参加する場合

（5）参加辞退

参加申込書を提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式7）を提出すること。

8. 参加資格の審査及び確認結果通知

（1）参加資格の確認

参加者が、本要領の「3. 参加資格等」に記載している要件を全て満たしているかどうかを確認し、参加に必要な資格を有するか審査を行うものとする。

また、参加手続きに係る提出書類について、説明を求められた場合、参加者はこれに応じなければならない。

（2）確認結果の通知

参加資格の確認結果について、令和5年7月7日（金）までに書面を郵送して通知する。

9. 業務提案書の作成及び提出

本件プロポーザルへの参加希望者（以下、「提案者」という。）は、本公告及び仕様書に基づき作成した業務提案書等を作成し提出するものとする。

（1）提出期間

令和5年7月10日（月）午前9時から7月25日（火）午後4時まで

（2）提出先

2の（6）記載のとおり

（3）提出方法

7の（3）記載のとおり

（4）提出書類

ア 業務提案書（様式8）

イ 法人等の定款若しくは登記事項証明書（参加申請書等提出日以前3か月以内に取得したもの）又はこれに準じる書類

ウ 法人等の決算関係書類（直近2年分の事業報告、貸借対照表、資金収支計算書等）又はこれに準じる書類

エ 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（就業規則、給与規定等）

オ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等、法人の概要がわかるもの

カ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納税額がないことの証明書）

（5）新たな施策の提案（外向発売所イベント・ファンサービス業務）

外向発売所における新規顧客の獲得や売上増加を目的として、外向発売所イベント・ファンサービス業務に関する新たな施策の提案を求める。本施策については、提案者が確実に実施できるものであり、また実施による効果が見込めるものとする。

外向発売所イベント・ファンサービス業務は場内サービスの業務の一部とすることから、本施策に係る経費については提案見積金額内に含めることとする。なお、本施策に関する見積書を別途作成し、内訳が分かるように具体的に明記すること。

（6）提案書の作成要領

仕様書の内容を踏まえたうえで、次表に掲載する書類を作成し、提出すること。

ア 用紙規格は、A4判を基本とし、A3判はA4判の大きさに折り込み、1冊に作成すること。

イ 目次、ページ番号、インデックス等を活用した見やすい製本とすること。

ウ 各提案項目は、審査・評価の対象となるので、十分検討して作成すること。

エ 評価基準に記載する項目に対して、提案内容を分かりやすく具体的に記述すること。

オ 提案者が確実に実現できる内容で記載すること。

カ 提案に係る費用は全て提案者の負担とする。

様式名（提案項目）		様式	規格	提出部数	
				正本	副本
(a)	業務提案書表紙	様式	A4判1枚	1部	10部

(b)	会社概要及び財務状況に関する事項	任意	任意	1 部	10 部
(c)	業務実績	任意	任意	1 部	10 部
(d)	業務委託に関する共通事項	任意	任意	1 部	10 部
(e)	各業務に関する提案 (投票関連機器更新業務、投票運用業務、場内サービス業務、警備業務)	任意	任意	1 部	10 部
(f)	見積書	様式	A4判1枚	1 部	10 部
(g)	見積書内訳	任意	任意	1 部	10 部
(h)	新たな施策の提案(外向発売所イベント・ファンサービス業務)	任意	任意	1 部	10 部
(i)	見積書(※外向発売所イベント・ファンサービス業務のみ)	任意	A4判1枚	1 部	10 部

10. 業務提案書等の審査及び評価

ボートレース鳴門開催運営業務委託事業プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、提出書類及びプレゼンテーション内容に基づき、審査及び評価を行う。

(1) 評価方法

業務提案評価、提案価格評価の2項目を評価基準により評価する。

(2) 評価項目及び配点

評価項目			配点
業務提案 評価 (150点)	会社概要及び財務 状況に関する事項	会社概要・財務状況	5
	業務実績	受託先、業務内容、受託年数等	5
	業務委託に関する 共通事項	開催運営業務 運営方針及び執行体制 (統括責任者及び統括副責任者の考え方を含む)	20
		業務開始までの準備計画	
		研修計画・危機管理体制	
		地域貢献に対する考え方	

	投票関連機器 更新業務	投票関連機器の仕様全般	30
		投票機器の適正配置・台数 (ビッグレースへの対応を含む)	
		機器更新スケジュール (納期日・工事期間・外向発売所休館日数等)	
	投票運用業務	業務体制及び業務執行計画	20
		投票関連機器の保守対応	
	場内サービス 業務	業務体制及び業務執行計画	30
		各業務の運営・配置体制	
		接客能力の向上に対する考え方	
		キッズルームの企画運営	
		消耗品・備品等の調達管理 (有料指定席におけるサービスの提案を含む)	
		有料指定席における飲料自動販売機の設置及び 提供・維持管理	
		制服の提案	
	警備業務	業務体制及び業務執行計画	30
		警備員の能力の向上に対する考え方	
		人員の確保、配置体制	
制服の提案			
新たな 施策の提案	新規顧客の獲得や売上増加に向けた施策の提案	10	
	業務実施実現の可能性		
提案価格評価 (50点)		提案見積金額	50
合 計			200

(3) 評価基準

ア 業務提案評価

提案書の内容に関して、評価項目ごとに次に示す6段階の評価を行い、点数化する。

評価	点数化方式
A：特に優れている	配点×1.0
B：優れている	配点×0.8
C：標準的である	配点×0.6
D：やや劣っている	配点×0.4
E：劣っている	配点×0.2
F：提案がない・評価できない	配点×0

イ 提案価格評価

提案者が見積書（様式9）に記載した提案価格を次のとおり点数化し、価格評価点とする。

価格評価点 = { (最低見積金額) / (提案見積金額) } × 50点

※価格評価点は、小数点以下第2位（小数点以下第3位を四捨五入）まで算定する。

※最低見積金額とは、提案者が提案した各提案見積金額のうち最も低い見積金額のこと。

※提案見積金額とは、提案者が提案した当該見積金額のこと。

(4) プレゼンテーション及び質疑の実施

ア 実施日

令和5年8月中旬頃予定

※詳細については、令和5年8月上旬頃に提案者に別途通知する。

イ 実施場所

ボートレース鳴門 2階大会議室

ウ 出席者

プレゼンテーションの出席者は、4名以内とする。

エ 所要時間

プレゼンテーションは45分とし、準備時間は5分以内、説明時間は20分、その後、各委員からの質疑を20分行う予定とする。

オ その他留意事項

(ア) プレゼンテーションは、提出した業務提案書に記載した内容をパワーポイント等に表現したものとし、業務提案書に記載した以外の新たな提案は認めない。

(イ) プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で実施する。

(ウ) プレゼンテーションへの出席に係る費用は、提案者の負担とする。

(エ) プロジェクターとスクリーンについては、本市で準備する。必要な機材（パソコン

等)は提案者が用意すること。

(5) 受託予定事業者の決定

選定委員会において、選定委員会の委員の評価点の合計(以下、「総合得点」という。)が第1位の提案者を優先交渉権者とする。第2位の提案者については次点者とし、優先交渉権者との協議において不調となった場合に繰り上げることとする。

なお、委員の評価点について、合計得点で最高点及び最低点をつけた委員の評価点を除くこととする。ただし、最高点もしくは最低点をつけた委員が複数となった場合には、それぞれ1名の委員の評価点を除くこととする。

また、1者のみの参加であっても審査及び評価を実施し、業務提案評価に係る満点の60パーセント以上を満たしている場合は、優先交渉権者として決定する。

(6) 評価結果

評価結果は、業務提案書を提出し、プレゼンテーションに参加した者全員に対して、令和5年8月下旬(予定)に通知する。

また、選定委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続きの完了後、鳴門市公式ウェブサイトで以下の内容で公表する。

- ・業務名、選定委員会日時及び選定委員数
- ・提案者数
- ・優先交渉権者名
- ・評価結果(評価項目点及び総合得点)

1 1. 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加者が、本要領「3. 参加資格等」に記載している要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 本公告で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) プレゼンテーションに出席しない場合
- (5) 評価結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

1 2. 契約

- (1) 優先交渉権者は、本市と仕様書及び提案書に基づいて協議を行い、見積り合わせを行い、契約を締結する。なお、本市と優先交渉権者の協議が不調となり、契約締結に至らない事態となった場合には、繰り上げた優先交渉権者に対し契約締結に向けた協議ができるものとする。
- (2) 契約締結後に受託者の本プロポーザルにおける失格事由または不正と認められる行為が

判明した場合、契約の解除ができるものとする。

- (3) 受託者の本契約の結果に関して、受託者の責めに帰すべき事由により被った損害については、受託者に対して損害賠償を請求することができる。

13. その他留意事項

本プロポーザルにあたり、使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。また、本市が提供した資料は、本市の許可なく公表、使用してはならない。

14. 問い合わせ先

鳴門市企業局 ボートレース事業課 担当：斎藤

〒772-8510 徳島県鳴門市撫養町大桑島字凜岩浜 48-1

電話：088-685-8111 FAX：088-685-0342

E-mail：br_jigyo@city.naruto.i-tokushima.jp

(別紙)

ボートレース鳴門開催運營業務委託事業 公募型プロポーザル
受付日時等一覧表

		受付時間	連絡可能時間	
6月16日	(金)	休 日		※公告
6月17日	(土)	休 日		
6月18日	(日)	9 : 00～17 : 00	8 : 30～17 : 15	
6月19日	(月)	9 : 00～16 : 00	7 : 30～16 : 15	
6月20日	(火)	9 : 00～16 : 00	7 : 30～16 : 15	※現地説明会申込締切
6月21日	(水)	9 : 00～16 : 00	7 : 30～16 : 15	
6月22日	(木)	9 : 00～16 : 00	7 : 30～16 : 15	※現地説明会
6月23日	(金)	9 : 00～16 : 00	7 : 30～16 : 15	※質問書締切 (参加表明)
6月24日	(土)	休 日		
6月25日	(日)	休 日		
6月26日	(月)	休 日		
6月27日	(火)	9 : 00～17 : 00	8 : 30～17 : 15	
6月28日	(水)	9 : 00～16 : 00	7 : 30～16 : 15	
6月29日	(木)	9 : 00～16 : 00	7 : 30～16 : 15	
6月30日	(金)	9 : 00～16 : 00	7 : 30～16 : 15	※参加表明書提出締切 ※質問書締切 (参加表明以外) ※図書閲覧期間終了
7月1日	(土)	9 : 00～16 : 00	7 : 30～16 : 15	
7月2日	(日)	9 : 00～16 : 00	7 : 30～16 : 15	
7月3日	(月)	休 日		
7月4日	(火)	休 日		
7月5日	(水)	9 : 00～17 : 00	8 : 30～17 : 15	
7月6日	(木)	9 : 00～17 : 00	8 : 30～17 : 15	
7月7日	(金)	9 : 00～17 : 00	8 : 30～17 : 15	
7月8日	(土)	休 日		
7月9日	(日)	休 日		
7月10日	(月)	9 : 00～17 : 00	8 : 30～17 : 15	※提案書等の提出期間
7月11日	(火)	9 : 00～17 : 00	8 : 30～17 : 15	
7月12日	(水)	休 日		
7月13日	(木)	9 : 00～17 : 00	8 : 30～17 : 15	
7月14日	(金)	9 : 00～16 : 00	7 : 30～16 : 15	
7月15日	(土)	9 : 00～16 : 00	7 : 30～16 : 15	
7月16日	(日)	9 : 00～16 : 00	7 : 30～16 : 15	
7月17日	(月)	9 : 00～16 : 00	7 : 30～16 : 15	
7月18日	(火)	休 日		
7月19日	(水)	休 日		
7月20日	(木)	9 : 00～17 : 00	8 : 30～17 : 15	
7月21日	(金)	9 : 00～16 : 00	7 : 30～16 : 15	
7月22日	(土)	9 : 00～16 : 00	7 : 30～16 : 15	
7月23日	(日)	9 : 00～16 : 00	7 : 30～16 : 15	
7月24日	(月)	9 : 00～16 : 00	7 : 30～16 : 15	
7月25日	(火)	9 : 00～16 : 00	7 : 30～16 : 15	

※開催状況により、受付日時等が変更する場合があります。